

◎地震発生時の措置

	大地震（震度5弱以上）が発生した場合
	始業前 臨時休業
	児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま集団登校する。学校は登校してきた児童を保護し、在校中に大地震が発生した場合と同じ対応をとる。
1	授業は中止し、安全な場所に一時避難する。 児童を体育館に待機させ、保護者が迎えにくるまで、保護・監督にあたる。
	下校中
	児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま帰宅する。
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断する。 臨時休業の連絡がない限り登校する。
2	震度4以下の地震が発生した場合 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断する。臨時休業の連絡がない限り登校する。

◎「暴風警報」発表・「避難指示」発令時の措置

茨木市において「暴風警報」が発表・校区内の地域に「避難指示」が発令された場合、下記の措置をとる。

1	午前7時の時点で発表または発令時の場合	自宅待機
2	午前9時までに解除の場合	解除された時点で登校 給食あり
3	午前9時に解除されていない場合	臨時休業 教育委員会の指示を受けて集団下校。 保護者が不在で、近所の人などに見てもらえない場合は、児童は学校に待機し、保護者の迎えを待つ。
4	登校後に発表または発令された場合	

◎「特別警報」発表時の措置

茨木市において、「特別警報」(大雨・大雪・暴風・暴風雪)が発表された場合、茨木市において「暴風警報」が発表・校区内の地域に「避難指示」が発令された場合と同じ措置をとる。

※午前9時までに解除の場合、給食はあります。弁当は不要です。

※基本的な措置は上記の通りですが、状況に応じて措置を変更することもあります。緊急メール等で自宅待機・臨時休業等の連絡は学校よりしますが、報道等による情報を午前7時・9時の時点で保護者の方も確認していただきますようお願いいたします。

※緊急措置の際には、連絡や点検等でPTA役員ならびに地区委員の皆様にご協力をお願いすることがあります。

※緊急措置の際には、学校施設は使用できません。